

社会福祉法人多古町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多古町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 役員 本会の理事並びに監事
- (2) 非常勤者 心配ごと相談員並びに各種委員会の委員及び評議員

(会長報酬)

第3条 本会は、会長に対して、職務の実態に即した報酬を支給するものとする。

- 2 報酬の額は、月額20,000円とする。
- 3 報酬の支給については、会長に就任した日からとし、任期満了、辞職、失職、解任、死亡等によりその職を退いた日までとする。
- 4 前項により、月の中途において就任または退任した場合は、日割計算をした額を支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等（町職員並びに本会職員を除く。）が会長の招集する会議に出席したときは、費用弁償として、2,000円を支給するものとする。

- 2 会長については、報酬をもって代えることとし費用弁償は支給しない。
- 3 役員等が、職務のため旅行したときは、「社会福祉法人多古町社会福祉協議会職員旅費規程」にもとづき旅費を支給する

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 会長の報酬等の支給時期は、多古町社会福祉協議会職員の給与及び手当等に関する規程第5条第1項に準じた日とする。
- 3 会長の報酬等は、就任した月から退任の月まで支給する。ただし、月の途中で就任または退任した場合は、勤務実態に応じて支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 社会福祉法人多古町社会福祉協議会役員並びに非常勤者の費用弁償に関する規程（昭和62年4月1日）は廃止する。